

湯河原町地域公共交通網形成計画策定調査業務委託 仕様書

1 委託業務名

湯河原町地域公共交通網形成計画策定調査業務委託

2 委託業務期間

契約日から平成 30 年 3 月 31 日まで

3 目的

湯河原町は神奈川県西部に位置し、人口 25,046 人（平成 27 年国政調査）、総面積 40.97 km²、地域の約 35%が山林と起伏に富んだ地形であり、古くから温泉観光地で、観光を基幹産業として発展してきた。

人口は、平成 7 年以降減少傾向であるが、「ゆがわら 2011 プラン湯河原町新総合計画（平成 28 年 3 月）」において平成 32 年度の将来人口を概ね現状維持の 25,000 人を目標としている。

公共交通機関は、鉄道は J R 東海道本線の湯河原駅の 1 駅、路線バスは箱根登山バス(株)、伊豆箱根バス(株)、(株)伊豆東海バスの 3 社により湯河原駅を起点に 9 路線が運行されている。

また、湯河原町が高齢者や交通弱者の支援、交通不便地域の解消を目的に、平成 12 年 7 月から湯河原駅から真鶴駅間を 1 路線（1 日 11 往復）、コミュニティバス（箱根登山バス(株)）に運行業務委託を運行し、平成 27 年 4 月から、より利用者が使いやすいバスを目指し、1 日 11 便のうち 3 便一部経路を変更した「ゆめ公園・兎沢経由便」を運行している。しかし、町内に点在する交通不便地域をカバーすることができていない。

高齢化率は 38.1%（平成 28 年 10 月 1 日現在）で、年々増加傾向である。また、町の土地の多くは丘陵地で坂道が多く、徒歩や自転車での移動に適しておらず、今後高齢者や児童・生徒など自動車を運転できない人の移動に支障を及ぼすことが懸念される。

湯河原町の公共交通において、町民及び観光客の重要な移動手段として、総合的かつ効率的な公共交通ネットワークの構築、少子高齢化への対応、交通不便地域の解消、観光振興を実現する持続可能な新たな公共交通システムの導入が喫緊の課題となっている。

そのため、本業務で、生活交通、まちづくり等の地域戦略と一体で総合的な地域公共交通ネットワーク形成及び将来のまちづくりを見据えた実行性のある地域公共交通施策を検討し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づく「地域公共交通網形成計画」の策定を行う。

4 業務内容

(1) 公共交通に関する現況把握

① 地域特性の整理

人口動向（総人口、地区別、年齢 3 区分別、将来人口）や主要施設等配置状況、交通特性（国勢調査、東京都市圏パーソントリップ調査）など地域特性について既存資料等を活用し、整理する。

② 既存公共交通の現況把握

既存資料を活用し、既存公共交通（鉄道、路線バス、コミュニティバスなど）の運行ルート、運行本数、運賃、利用状況などを整理する。コミュニティバスについては、運行収支なども整理し、湯河原町の負担額を把握する。

③ 上位・関連計画におけるまちづくりの方向性

「ゆがわら 2011 プラン湯河原町新総合計画（平成 28 年 3 月）」、「湯河原町都市マスタープラン（平成 21 年 3 月）」、「湯河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略プラン（平成 27 年 10 月）」などの上位計画及び関連計画におけるまちづくりの方向性、公共交通の位置付け等について整理・把握する。

(2) 町民意見交換会の開催支援

町民を対象に、日常生活の移動実態や公共交通に対するニーズ等を把握するため、意見交換会（2 回程度）を開催する。

(3) 地域公共交通の課題整理

地域の現況特性、上位関連計画におけるまちづくりの方向、住民の移動実態等から、地域公共交通を取り巻く課題を整理する。

(4) 地域公共交通の方向性の検討

前項で整理した課題を踏まえ、地域公共交通の基本理念と、それを実現するための基本方針を検討する。さらに、地域公共交通の位置づけを明確にし、幹線バス路線とこれを補完する支線公共交通システムの運行など、公共交通の連携と役割分担の考え方を明確にし、必要とされるサービス水準のあり方を検討する。

(5) 新たな公共交通システム実証運行計画の検討

① 運行方式の検討

町民（交通不便地域）アンケート調査や意見交換会結果、他都市の事例整理等を踏まえ、新たな公共交通システムの望ましい運行方式（定時定路線型、デマンド交通など）について検討し、利便性や事業性、交通事業者への影響等の観点から評価・選定する。

② 運行サービス水準の検討

新たな公共交通システムの運行ルート・エリアやサービス水準（運行時間帯、運行本数、運賃等）などについて検討する。

③ 事業収支を検討

運行計画や運行事業者へのヒアリング等を基に、収入と支出を試算し、事業採算性（湯河原町負担額）を検討する。収入については日利用者数を推計し、運賃、年換算日数等に乗じて試算する。

(6) 湯河原町地域公共交通網形成計画（案）の策定

「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」に即して、地域公共交通網形成計画として取りまとめる。検討にあたっては、各種交通手段相互の連携に配慮するとともに施策の実現

に向けた各関係者の役割分担と責務を明確にし、重点的に取組むべき施策について検討する。

- ・ 区域及び計画期間
- ・ 計画目標
- ・ 目標実現に向けた施策の展開（実施事業、実施主体及びスケジュール）
- ・ 計画の達成状況の評価（評価方法、推進体制等）

(7) パブリックコメントの支援

地域公共交通網形成計画を取りまとめるに当たっては、ホームページ及び広報誌等によりパブリックコメントを実施し、町民意見を聴取する。

(8) 湯河原町地域公共交通網形成計画の策定

パブリックコメント等を踏まえ、一部修正し、湯河原町地域公共交通網形成計画を策定する。

(9) 湯河原町地域公共交通会議の運営支援

地域公共交通会議（４回程度）の資料作成、議事録作成など、必要な支援を行う。

5 打ち合わせ

受託者は、発注者と前項各号における業務内容の円滑な履行のため、必要とされる十分な回数の協議を実施する。

6 成果品

- ・ 報告書A 4版 50部
- ・ 電子データ 一式
- ・ その他関係資料 一式

7 業務に必要な書類等

- (1) 業務着手時に業務計画書を提出し、発注者の承認を得ること。
- (2) 業務完了時に次の関係書類を提出し、発注者の承認を得ること。
 - ・ 作業完了報告書
 - ・ 成果品

8 その他

- (1) 受託者は本事業の実施により知り得た情報を他に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。
- (2) 受託者は過去に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通総合連携計画または地域公共交通網形成計画の策定実績があること。
- (3) 上記(2)について、これを証明する書類の提出を求める。
- (4) 受託者が成果品に文献資料を用いる場合は、著作権侵害等に注意した上で、出展明記する。
- (5) この仕様書に記載されているもののほか、必要事項については、発注者と受託者が協議の上決定する。